

令和2年4月16日

生徒・保護者の皆様

石川県立志賀高等学校
校長 仁 八 潔

臨時休業期間の登校禁止について

本日、県教育委員会より「県立学校における再度の臨時休業期間中の登校日の中止」についての通知がありました。内容は、4月13日に出された県の「緊急事態宣言」を踏まえ、来週（4月20日）以降も引き続き、臨時休業期間中の登校日を全学年全て取りやめる通知でした。

このたびの県教育委員会の通知に従い、本校の対応について連絡します。

1 登校日の取りやめについて

○臨時休業中の登校日禁止期間は、4月20日から5月1日までとします。

2 登校日に代わる措置について

○家庭学習状況や健康状態を確認するため、学校からの電話連絡を週2回とします。
これまでの登校日を電話連絡日に追加する。

○電話連絡日は、1年と3年が月曜日・木曜日、2年が火曜日・金曜日となる。
自宅に担任や副担任等から電話連絡する。

○ただし、緊急時の場合等を含めて状況によっては2回以上もある。

3 家庭学習課題の提供について

○登校禁止に伴い、追加の課題を提供する。

4月22日以降、自宅へ郵便にてレターパックが届く予定。

4 その他

○期間中生徒は、感染拡大防止の観点から、週末も含め、外出は自粛し、基本的に自宅待機とする。

○ウイルスへの抵抗力を高めるためにも、休業期間中も規則正しい生活を送り、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

○メール配信の登録は、保護者だけでなく生徒も登録する。

○学習や生活について心配や困りごとがあれば、学校へ電話で相談してください。

石川県立志賀高等学校
電話0767-32-1166